

令和七年九月二十五日（木曜日）

議事日程（第四号）

令和七年九月二十五日（木曜日）午前十時開議

- 第一 選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
第二 議第四十二号 一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について
議第四十三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選舉運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び五條市議会議員

及び五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

- 議第四十五号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について

- 議第四十六号 令和七年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について

- 議第四十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について

- 認第一号 令和六年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認第二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第三号 令和六年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第四号 令和六年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第五号 令和六年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第六号 令和六年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第八号 令和六年度五條市水道事業会計決算認定について

認第

九号

令和六年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

認第

十号

令和六年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第

四号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

五号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

六号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

七号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

八号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

九号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

十号

五條市政治倫理審査会委員の委嘱について

同第

四号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについて

同第

四号

五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

同第

五号

五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

同第

六号

五條市政治倫理条例の一部改正について

同第

七号

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書について

第五
第六
第七
第八
第九
第十

推第
発議第
発議第
発議第
発議第
七号

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番
二番
三番

中秋 伸

山 本 山

俊 直

樹 嗣 嘉

		説明のための出席者	欠席議員（なし）						
市長	副市長	教育長	十二番						
市長公室長	技監	総務部長	十一番						
危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	十番						
産業環境部長			九番						
			八番						
			七番						
			六番						
			五番						
			四番						
横馬	亀辻	戸池	原井	福平	大藤	吉山	福岩	窪吉	谷
谷場	田	野嶋	田上	塚岡	谷富	田口	塚本	田	
隆由	和佳	豊惠	勝清		龍美	雅耕		佳	勝
美					恵				
仁子	章孝	哲晶	彰充	彦司	雄子	範司	実孝	秀正	啓

事務局職員出席者	
都市整備部長	教育部長
西吉野支所長	大塔支所長
会計管理者	財政課長
選挙管理委員会事務局長	
福 番 神 川 久	馬 崩 榮 泉 小 安 栗
本 匠 農 西 保	場 田 林 井 田 満 林
光 悠 典 孝 雅	孝 真 淳 伸 光 義 利
希 輝 子 章 彦	一 也 子 之 章 尚 光

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）これより、日程に入ります。

○議長（岩本 孝）初めに、日程第一、選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が一名生じたため、市議会議員から一名選出することとなります。候補者が二名となりましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものでございます。

この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなつておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よつて、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩本 孝）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配付しておりますので参考にしてください。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩本 孝）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩本 孝）異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（岩本 孝）投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩本 孝）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び福塚

実議員を指名いたします。

よつて、両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔投票を点検〕

○議長（岩本 孝）選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

森田一成奈良市議会議員 十一票

白川健太郎奈良市議会議員 一票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第一、議第四十二号、議第四十三号及び議第四十五号の三議案を一括して議題といたします。

本三議案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいたしておりますので、報告を求めます。（「八番」の声あり。）総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○總務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第四十二号、議第四十三号及び議題四十五号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る九月九日の本会議において、当委員会に付託され、十日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第四十二号 一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の全部改正等を踏まえ、旅費の種類、内容、金額等を変更するため、一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。が、委員から特急料金の距離規定の廃止についてただしたのに對し、「特急料金の距離規定、片道百キロ以上の規定が廃止されたことにより、距離に関係なく支給できることとなる。」との答弁があり、委員から宿泊手当についてただしたのに對し、「現行の日当を廃止し、宿泊を伴う場合にのみ定額を支給するものである。」との答弁があり、委員から市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正内容についてただしたのに対し、「一般職の職員に準ずる改正である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び五條市議会議員及び五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例に定める選挙運動における公費負担限度額の引上げを行うものであるとの当局の説明により、了承した次第であり、質疑はなく、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十五号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億五千三百十一万二千円を追加し、総額で二百六億三千五百七十三万九千円とするものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。が、委員から奨学金返還支援制度補助金の対象者についてただしたのに対し、「高校、大学在学時に奨学金制度を利用し、奨学金を返還している方で、現在五條市在住で、就労している三十歳以下の方が対象となつていて。」との答弁があり、委員から、地域経済循環創造事業交付金における交流拠点の場所と事業者についてただしたのに対し、「旧阿太小学校を活用している。事業者は株式会社ハートフルコーポよしのである。」との答弁があり、委員からJR五條駅周辺整備事業費のデジタルサイネージ設置業務委託料の目的についてただしたのに対し、「バス等の利用者に対する運行状況、運行時刻の情報を的確に表示する業務である。」との答弁があり、委員から、JR五條駅前バスターミナルのトイレの計画についてただしたのに対し、「設計はこれからとなり、バスターミナルのアーバンド内で前向きに検討していく。」との答弁がありました。

また委員から、JR五條駅の周辺整備事業における五條市と奈良交通の費用負担についてただしたのに対し、「バスターミナル整備に関しては奈良交通に負担を求めずに、市が整備をするという形で進めている。奈良交通との協議の中では、敷地内のドライバー休憩施設を、奈良交通が負担する予定となつていて。」との答弁があり、委員から、予備費の活用についてただしたのに対し、「七月十五日に熊出没による人身被害があつたことから、熊の目撃情報等あつた場合の現地確認や見回り調査等の業務を委託するもの。」との答弁があり、委員から委託内容についてただしたのに対し、「委託先は、奈良県獣友会五條支部で五條市全域が委託範囲となり、委託期間は令和七年度末である。」との答弁があり、委員から、学校体育館空調設備整備工事設計業務の対象となる学校についてただしたのに対し、「五條市内全ての公立小・中・高等学校である。」との答弁があり、委員から自家発電、非常電源の整備についてただしたのに対し、「今回の業務委託の中で調査を行う。」との答弁がありました。

また委員から、体育館の空調整備における断熱性能の改善についてただしたのに対し、「今回の設計業務で調査を行っていく。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものとする」とに決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝） 報告が終わりました。
この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本三議案につきましては、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本三議案は討論を省略することに決しました。

これより、三議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、議第四十六号及び議第四十七号の二議案を議題といたします。

本二議案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。（「五番」の声あり。）厚生建設常任委員会、吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第四十六号及び議第四十七号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る九月九日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第四十六号 令和七年度国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、同会計で実施する特定健康診査業務を令和七年度中に契約行為に着手し、令和八年度の健診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので、歳入歳出予算の総額には変更がないとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から特定健康診査の内容についてただしたのに対し、「身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、医師の診察である。」との答弁があり、委員から、胸部レントゲンなどは特定健診に含まれないのかについてただしたのに対し、「特定健診には含まれない。」との答弁があり、委員から健診データの有効活用についてただしたのに対し、「集団健診を受けたものについては、請求いただきデータを取り寄せることが可能である。」との答弁があり、委員から、契約の相手方についてただしたのに対し、「過去二年は一般社団法人健康支援センター三恵と随意契約を行っている。」との答弁があり、委員から随意契約の理由についてただしたのに対し、「過去に一般競争入札を行った結果、健康支援センター三恵のみの応札であったことと、大塔支所で実施する場合、他の業者では対応が難しいためである。」との答弁がありました。

また委員から、令和六年度の実績についてただしたのに対し、「四百五十四名の利用があり、費用は三百七十四万五千九百七十円であった。」との答弁があり、委員から令和七年度の利用見込みについてただしたのに対し「約百名増えることを想定し予算計上している。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算額にそれぞれ五千三百六万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十二億四千五十三万七千円とするもので、令和六年度介護保険特別会計の精算による介護給付費の国庫等への返還金であるとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から介護保険の第一号被保険者的人数、第二号被保険者で認定を受けている人数についてただしたのに対し、「第一号被保険者数は、令和七年三月末で一万八百四十四人。第二号被保険者の認定者数は四十名である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものとすることに決定いたしました。
なお、付託議案の審査終了後、当局から、「福祉医療費助成金の過払いについて」報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お詫びいたします。

本二議案につきましては討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よつて、本二議案は討論を省略することに決しました。

これより、本二議案を一括して採決いたします。

お詫びいたします。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、認第一号から認第十一号までの十一議案を一括して議題といたします。

本十一議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。（「五番」の声あり。）

決算審査特別委員会、吉田 正委員長。

〔決算審査特別委員長 吉田 正登壇〕

○決算審査特別委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、認第一号から認第十一号までの十一議案につきまして、決算審査特別委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月九日の本会議におきまして、令和六年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚 実議員、谷 勝啓議員、中山俊樹議員、秋本直嗣議員、そして私、吉田 正の七人が選任され、本会議終了後に開催されました委員会におきまして、委員長に私、吉田 正が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査日程については、十二日、十六日及び十七日の三日間とすること並びに審査方法及び順序について協議いたしました。

以下、十二日午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説

明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行いました。

初めに、各会計別の審査を行いました。

議会費については、質疑はありませんでした。

次に、総務費についてあります。

一 庁舎総合管理業務委託の内容についてただしたのに対し、「内容としては、清掃業務、警備、宿日直業務、施設維持管理業務等九項目あり、株式会社文政と令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日までの契約を行つてている。」との答弁がありました。

二 地域力創造アドバイザー活用業務の成果についてただしたのに対し、「五條市の豊かな地域資源を活用した産業振興や新たな特産品開発、職員の課題解決力やシティープロモーションの向上などに対する支援業務となり、製品としての成果はないが、若手職員で組織したプロジェクトチームと、市内民間事業者とのチームの設立及び運営の支援を受けており、商品開発やイベント開催などに向けて現在、取り組んでいる。」との答弁がありました。

三 五條市ホームページの著作権に関する注意点についてただしたのに対し、「五條市のホームページに掲載されている文章、画像、音声などに関する著作権は、特に記載がない限り、五條市に帰属するため、それを転載する場合は、加工、編集せずに、そのままの形で転載していただき、また、引用している内容、引用元を明記する必要がある。」との答弁がありました。

四 議員活動におけるインターネット上の転載や引用についてただしたのに対し、「議会事務局と調整の上、検討していく。」との答弁がありました。

五 特殊詐欺防止対策機器購入補助金の実績についてただしたのに対し、「録音付き固定電話の購入、二十八件である。」との答弁がありました。

六 西吉野コミュニティセンター土地借上料についてただしたのに対し、「三筆で地権者は二人、面積は二千十八・〇三平米、平米単価は約七百三十二円、契約期間は平成三十年四月一日から令和十年三月三十日までの十年間である。」との答弁がありました。

七 きすみ館の土地借上料についてただしたのに対し、「二十三筆で地権者は三人、面積は四千六百五十平米、平米単価は百三十二・二円、契約期間は平成五年十一月一日から令和二十五年十月三十日までの五十年間である。」との答弁がありました。

八 過誤納還付金及び還付加算金についてただしたのに対し、「確定申告の修正申告や税額更正等により納め過ぎた税額が発生した場合の還付金となり、主なものは、個人住民税において修正申告などの還付、法人市民税においては前年度の予定納税に対して、確定申告をした際に税額が少なかつた場合等の還付である。」との答弁がありました。

次に、民生費についてあります。

九 五條市社会福祉協議会補助金についてただしたのに対し、「社会福祉協議会の事業である地域福祉推進事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の三つの事業に対する経費で、ほとんどが人件費となっている。」との答弁がありました。

十 社会福祉協議会に対する五條市の監査機能についてただしたのに対し、「五條市において毎年、社会福祉法人に対する監査を行つている。」との答弁がありました。

十一 難聴児補聴器購入費扶助の詳細についてただしたのに対し、「身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児の補聴器の購入費用の一部を助成するものであり、令和六年度の申請者は一人である。」との答弁がありました。

十二 地域生活（訪問入浴）支援事業扶助の利用実績についてただしたのに対し、「三人の方が延べ百七十九回利用している。」との答弁がありました。

十三 五條市キッズフェスティバル栄養講座謝金についてただしたのに対し、「令和六年十二月一日に開催した五條市キッズフェスティバルにおける、栄養講座の講師四人の謝礼である。」との答弁がありました。

十四 五條市キッズフェスティバルの参加者についてただしたのに対し、「来場者総数は約八百人。子供の数は約二百七十人である。」との答弁がありました。

十五 乳幼児医療費扶助と子ども医療費扶助の対象者及び負担割合についてただしたのに対し、「一年間の平均対象者数は、乳幼児医療扶

助が五百七十一名、子ども医療費扶助が一千九百四十名となり、負担割合は、乳幼児医療費扶助で一割、子ども医療費扶助で三割となり、市が負担している。個人が病院の窓口で負担するのは五百円となつていて。」との答弁がありました。

十六 木育木製品製作業務委託の対象者数と贈呈数についてただしたのに対し、「対象者二百七十六人、贈呈数二百五十二人であり、順次作製しているので、順番を待つていただいている状況である。」との答弁がありました。

十七 子宮頸がん予防接種の過去の実績と副反応の有無についてただしたのに対し、「令和六年度は、対象者一千二十八人、接種者二百四人、接種率二〇・八%。令和五年度は、対象者一千八百三十六人、接種者百六十六人、接種率九%。令和四年度は、対象者一千六百六十三人、接種者百十三人、接種率六・八%であり、五條市で副反応の報告はない。」との答弁がありました。

十八 生活扶助費の世帯数と人数についてただしたのに対し、「生活保護世帯数は、令和四年度二百七十五世帯、令和五年度二百七十九世帯、令和六年度三百六十三世帯。人数は、令和四年度三百三十七人、令和五年度三百四十一人、令和六年度三百十一人である。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてあります。

十九 スズメバチ駆除費補助金についてただしたのに対し、「令和六年度は三十九件駆除しております、費用は二十三万四千五百円である。」との答弁がありました。

二十 五條市斎場火葬等業務委託の火葬実績についてただしたのに対し、「令和六年度実績は、人体火葬五百五十件、料金は、一体三万円、市外の方は十二万円である。」との答弁がありました。

二十一 心の健康相談臨床心理士謝礼の内容についてただしたのに対し、「心に悩みを持つ方が、相談する機会をカルム五條で設けており、月平均三回程度、実施している専門相談員に対する謝礼である。」との答弁がありました。

二十二 こころの体温計システムの周知方法と支援内容についてただしたのに対し、「住民の方へは、広報紙、市のホームページを活用して周知を図つております、令和六年度は延べ二千三百六十一人の利用があつた。このシステムを利用することにより、自分の心の状態を把握することができ、臨床心理士との相談へとつなぐことができる。」との答弁がありました。

二十三 がん患者アピアランスケア支援事業助成金の実績についてただしたのに対し、「がん患者への心理的ケアを助成するもので、人工かつら（ウイッグ）八件、乳房の補整具二件の利用があつた。」との答弁がありました。

二十四 さくら猫事業補助金の実績についてただしたのに対し、「令和六年度は、百十四匹の猫について、はしもとさくら猫の会和歌にや

んず五條支部へ補助金を支出している。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十五 農業振興費の不用額の要因についてただしたのに対し、「新規就農者経営発展支援資金等、複数の要望があつたものの計画の実効性が認められず補助要件に達することができず、事業採択がされなかつたためである。」との答弁がありました。

二十六 施業放置林整備事業の事業内容についてただしたのに対し、「適切な施業がされず放置された森林の間伐整備を行い、本来森林の持つ公益的機能を適切に發揮することを目的とした事業である。整備面積は、二十三・七四ヘクタール、委託先は五條市森林組合である。」との答弁がありました。

二十七 きすみ広場の土地借上料についてただしたのに対し、「十七筆で地権者は二人、面積は五千六百二・五一平米、平米単価は三百三円、契約期間は令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日、当初契約開始時期は、平成五年からである。」との答弁がありました。

二十八 ジビエル五條の土地借上料についてただしたのに対し、「一筆で、面積は一千四百平米、平米単価は五十七円、契約期間は平成二十六年八月一日から令和二十六年七月三十一日までの三十年間である。」との答弁がありました。

二十九 林産物加工施設の土地借上料についてただしたのに対し、「二筆で地権者は二人、面積は一筆が四百九十一・三九平米、平米単価は百八十三円、契約期間は令和五年四月一日から令和十年三月三十一日。もう一筆が、面積は一千六百六・九三平米、平米単価は百十二円、契約期間は令和六年四月一日から令和七年三月三十一日である。」との答弁がありました。

三十 土地借上料に関する交渉、今後の在り方についてただしたのに対し、「地権者とは引き続き交渉を続けることとし、市としては今後、借地での事業は取り扱わない方針とする。」との答弁がありました。

商工費については、質疑がありませんでした。

次に土木費についてであります。

三十一 草刈剪定業務委託料の実績についてただしたのに対し、「北部幹線、田園三丁目地内、京奈和側道線、ほか計十四件である。」との答弁がありました。

三十二 街路樹維持管理業務委託件数についてただしたのに対し、「田園二丁目七号線外、住川二十四号線外、住川一号線外の計三件である。」との答弁がありました。

三十三 地籍調査費の不用額の要因についてただしたのに対し、「県からの補助金減額による事業費の減少のためである。」との答弁があ

りました。

三十四　吉野川木製ベンチ修繕工事についてただしたのに対し、「木製ベンチ二十九基の修繕で、一基当たり約四十五万円である。」との答弁がありました。

三十五　公園管理費の機械機器購入費についてただしたのに対し、「ラジコン草刈機一台と附属品のガードチェーン、乗用草刈機2WD一台、充電式チエーンソー、乗用草刈機4WD一台、充電式高枝チエーンソー、充電式ブロア、充電式インパクトドライバー、掃除機の以上九点である。」との答弁がありました。

三十六　道路補修工事の不用額の要因についてただしたのに対し、「二十三件の入札による請負差金である。」との答弁がありました。

三十七　入札差金による新たな補修への充当についてただしたのに対し、「充当は可能であると考え、早期発注に向けて努力していく。」との答弁がありました。

三十八　交通安全対策施設整備工事における早急なカーブミラーの設置についてただしたのに対し、「今後は予算を確保し、緊急度を考慮して早急に対応していく。」との答弁がありました。

三十九　橋梁維持費の不用額の要因についてただしたのに対し、「当初予定していた金額に対し、新たに設計等を組み直したことによる事業費の減少である。」との答弁がありました。

四十　ため池豪雨調査業務委託料についてただしたのに対し、「防災重点ため池の豪雨に関する耐性評価を行うものであり、ため池の既存の洪水吐が、必要な通水能力を持つているかどうかを調査するもので、五條市内のため池二十か所の調査である。」との答弁がありました。

四十一　草刈剪定業務委託の内容についてただしたのに対し、「高年齢者の雇用促進も兼ね、五條市シルバー人材センターへ委託している。」との答弁がありました。

四十二　改良住宅ベランダ防水工事についてただしたのに対し、「五條四丁目地内の十件の工事である。」との答弁がありました。

四十三　五条駅南側公衆便所維持管理業務委託の委託先についてただしたのに対し、「五條市シルバー人材センターである。」との答弁がありました。

四十四　都市計画総務費の需用費の不用額の要因についてただしたのに対し、「当初、空き家の緊急対策の修繕費を見込んでいたが、事案がなかつたためである。」との答弁がありました。

四五　公開型G I S保守業務委託の内容についてただしたのに対し、「ホームページ上で地番図、都市計画図、立地適正化計画、屋外広

告物規制等を調べるシステムで、利用度については、まちづくり推進課の情報アクセス数が一千八百三十五件、税務課、地番図のアクセス数が四千八百七十三件である。」との答弁がありました。

四十六 都市公園管理費の公園緑地管理委託の内訳についてただしたのに対し、「委託件数は四十件で、自治会、水利組合、五條市シルバーハウス等に委託を行っている。総面積は二十四万三千三百五十七平米である。」との答弁がありました。

四十七 芝生管理業務委託の場所と面積についてただしたのに対し、「上野公園の野球場及び市民プール前の芝生広場となり、面積は一万三千四百平米である。」との答弁がありました。

四十八 草刈剪定業務委託料の契約方法についてただしたのに対し、「指名競争入札または、随意契約を行っている。」との答弁がありました。

四十九 観光交流センター草刈業務委託の内容についてただしたのに対し、「野原西十九号線の歩道における未整備部分の草刈りを年二回五條市シルバー人材センターに委託している。」との答弁がありました。

五十 災害対策費の土地借上料についてただしたのに対し、「防災行政無線の設置における借地であり、場所は西吉野町黒渕、面積は六十五平米である。」との答弁がありました。

五一 奈良県広域消防組合分担金が年々上昇傾向にある要因についてただしたのに対し、「奈良県広域消防組合の共通経費である庁舎の建設、消防車両の更新、デジタル無線の設置に係る費用等が主な上昇要因である。」との答弁がありました。

五十二 奈良県南部・東部読解力向上プロジェクト事業負担金の内容についてただしたのに対し、「奈良県南部・東部の地域をモデル地域として県内児童生徒の読解力調査及びその検証を実施し、子供たちに文章の意味を正確に理解する力を育成するための取組である。」との答弁がありました。

五十三 日本語指導員の業務内容についてただしたのに対し、「日本語が不慣れな生徒に寄り添い、授業の補助という形で支援、一緒になつて勉強するため、日本語指導員を派遣している。五條市での対象者は二名である。」との答弁がありました。

五十四 図書館司書派遣業務の派遣先と学校別の人数についてただしたのに対し、「派遣先は、五條小学校、牧野小学校、五條西中学校の三校であり、派遣員は、各学校に一名、週二回派遣している。五條東小学校には、同義の図書支援員を派遣している。」との答弁がありまし

た。

五十五 放課後児童健全育成事業の利用者数と職員に関する事務担当についてただしたのに対し、「学童保育所登録者数は、公立と私立、合わせて三百七十二名、公立学童指導員二十五名、事務作業は子ども未来課の職員一名が担当している。」との答弁がありました。

五十六 小・中学校の教師の給与を五條市が負担していることと、市費教職員に関する事務担当についてただしたのに対し、「県職員の教師については、基礎定数により各学校への配分が決められているため、教員配置を行う中で、子供たちへの細やかな教育を行うため市費で講師を任用している。事務作業は教育総務課の職員一名が担当している。」との答弁がありました。

五十七 教育振興費の扶助費を受けている児童生徒数についてただしたのに対し、「小学校は、令和四年度百二十六名、令和五年度百二十六名、令和六年度百十四名。中学校は、令和四年度九十二名、令和五年度九十二名、令和六年度九十一名である。」との答弁がありました。

五十八 学校給食センター費の賄材料費における、市の1か月当たりの負担額についてただしたのに対し、「1か月の一人当たりの給食費として、小学校では四千八百円、中学校では五千二百円としている。」との答弁がありました。

五十九 地域クラブ活動指導者謝金についてただしたのに対し、「地域クラブの指導をしていただいている方への謝礼で、十八人の指導者は交通費も含め支出している。」との答弁がありました。

六十 子どもサポートセンターへ通っている人数と会計年度任用職員の人数についてただしたのに対し、「くすのき教室へ通っている子供は十五名、会計年度任用職員は十四名である。」との答弁がありました。

六十一 くすのき教室の訪問指導員の支援が必要な人数と支援についてただしたのに対し、「令和六年度末の長期欠席者は九十五名、訪問指導員が学校と連携しながら、子供や保護者に寄り添う支援を行っている。」との答弁がありました。

六十二 各種大会委託料についてただしたのに対し、「スポーツ体験フェスティバル二〇二四、市民球技大会、スポーツごみ拾い大会、ジュニア駅伝、市町村対抗子ども駅伝、はばたけ学童軟式野球大会へ支出している。」との答弁がありました。

六十三 地区体育館施設運営委託料、四十三万円の内訳についてただしたのに対し、「牧野体育館、阿太ミニ体育館、田園体育館兼集会所等にそれぞれ四万三千円で委託している。」との答弁がありました。

六十四 賀名生の里歴史民俗資料館の土地借上料についてただしたのに対し、「四筆で地権者は一人、面積は一千七百四十五・三一平米、平米単価は五百十六・七五円、契約期間は平成十七年九月二十五日から資料館が存在する日までの契約である。」との答弁がありました。災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。

次に、歳入についての審査を行いました。

六十五 市税の不納欠損の内訳についてただしたのに対し、「徴収金を徴収することができないことが明らかなもので、即時消滅が六十件、七十八万二千三百三十六円。執行停止中に消滅時効を迎えたものが十六件、二十五万九千八百九十六円。執行停止後三年消滅のものが四十八件、四十五万四千三百四十五円。法人について、令和六年度の不納欠損はなく、固定資産税・都市計画税については、合計二十一件、二十六万六千五百六円である。」との答弁がありました。

六十六 たばこ税の過去三年間の実績についてただしたのに対し、「令和五年度一億九千百十五万一千四百六十六円、令和四年度一億九千四百九十一万九千六百五十円、令和三年度は一億八千六百三十五万六千三百二十円である。」との答弁がありました。

六十七 保育料無償化の対象人数についてただしたのに対し、「対象者は七十七名である。」との答弁がありました。

六十八 学校給食費負担金の収入未済額の件数と未収分発生の時期についてただしたのに対し、「十八名で、平成二十一年からの未収分の積み上げである。」との答弁がありました。

六十九 住宅使用料の収入未済額の詳細についてただしたのに対し、「全体の未納世帯数は百八十四世帯、分納誓約件数は八十二件であり、昭和五十八年度からの未納分がある。」との答弁がありました。

次に、特別会計の審査を行いました。

国民健康保険特別会計についてであります。

七十 不納欠損額の詳細についてただしたのに対し、「徴収金を徴収することができないことが明らかなもので、即時消滅が二人で十二万四千六百円、執行停止中に消滅時効を迎えたものが、十一人で二百十七万五千九百五十九円、執行停止後三年消滅のものが、十四人で四百四十七万三千二百二十四円となっている。」との答弁がありました。

墓地事業、介護保険、大塔診療所、農業集落排水事業及び後期高齢者医療の各特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、企業会計について審査を行いました。
水道事業会計についてであります。

七十一 五條市として活用できる現金についてただしたのに対し、「六億九千六百四十二万七百六十六円である。」との答弁がありました。
下水道事業会計についての質疑はありませんでした。

次に、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合について審査を行いました。

七十二 五條市に移管した未回収金についてただしたのに対し、「五條市が移管を受けた債権は、十四名の十九件で五千二百九万二千二十円であり、二名の方が分納中である。」との答弁がありました。

以上が、各会計の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要については、次のとおりであります。

一 耕作放棄地の補助金対象事業についてただしたのに対し、「国や県の事業があるが、国の事業である農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策については、事業主体は、市、農業者、複数の地域住民を必須構成員とした、複数の関係機関、また複数の集落から成る団体である。主な実施要件としては、そば等の省力作物や、ひまわりなどの景観作物の作付等の農地の粗放的な利用を、一つ以上実施することが要件となっている。」との答弁がありました。

二 ひまわりなどの景観作物の作付の申請窓口についてただしたのに対し、「申請窓口は五條市となる。」との答弁がありました。

三 避難所となつてている学校体育館の自家発電機の設置や取組についてただしたのに対し、「現在、基本設計等調査を行う段階であり、自家発電の設置について、ガス式または電気式にするかも含め今後検討していく。」との答弁がありました。

四 吉野川の水質検査についてただしたのに対し、「奈良県の公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、令和六年度、奈良県内の吉野川水系においては、本川四地点、支川十二地点の水質検査測定が行われている。測定項目は地点により異なるが、四十五項目の検査が行われている。」との答弁がありました。

五 検査結果についてただしたのに対し、「環境基準をクリアしている。」との答弁がありました。

六 吉野川における水質検査地点についてただしたのに対し、「御藏橋付近や大川橋付近等が、五條市内の主な計測地点である。」との答弁がありました。

七 投票行動を促進する投票済証明書の発行についてただしたのに対し、「投票行動を促進する施策として投票証明書の様式の変更は、選挙に興味を持つてもらえる啓発活動に非常に有効であると考え、選舉管理委員会とともに、他団体の事例を調査・研究していく。」との答弁がありました。

八 有権者が投票所で手伝つてほしいことを書いて係員に渡す支援カードの導入についてただしたのに対し、「支援を必要とする方々のサポートには非常に有効だと考え、選舉管理委員会とともに、調査研究し導入に向けて検討していく。」との答弁がありました。

九 五條市公式LINEを使用したアスファルト舗装の穴ぼけ、へこみの通報等の状況についてただしたのに対し、「今年度八月末時点における五條市公式LINEを使用した道路通報の件数は十四件、うち対応件数は十一件。動物死骸通報の件数は一件、うち対応件数は一件。また、国土交通省が運用する道路緊急ダイヤルからの件数は十八件、うち対応済み件数は十二件である。」との答弁がありました。

十 通報者への返答の有無についてただしたのに対し、「現在は、通報者へ回答できていない状況であるため、今後改善していく。」との答弁がありました。

十一 六月二十六日の豪雨災害の被害状況についてただしたのに対し、「建設土木では、十二か所、農林土木では、十七か所の被災報告を受けた。災害査定の基準は、国の基準となっている。西阿田町、国道横断水路の調査については、現地調査が終了し、解析検討を進めている状況である。」との答弁がありました。

十二 市街地活性化・にぎわい創出のためのまちづくりに関する四者の連携協定についてただしたのに対し、「令和四年十二月二十七日に五條市、イオンリテール株式会社、奈良交通株式会社、株式会社南都銀行の四者で相互に協力して、地域の魅力を高め、持続可能な活力あるまちづくりの実現を目指し、イオン五條店周辺のまちづくり検討に関する基本合意書の締結を行った。」との答弁がありました。

十三 市民交流施設におけるイオンリテール株式会社の計画の進捗についてただしたのに対し、「自社所有の土地について、商業施設を建て替えることが決まっている。面積や階層は、現在検討中であるが、食料品のスーパーマーケットを中心とした、その他の店舗機能を検討していると聞いている。」との答弁がありました。

十四 市街地活性化の主要財源についてただしたのに対し、「国の地方創生交付金、県の市町村とまちづくりに関する連携の補助金、それ以外に、施設の木質化をすることによる、森林環境譲与税の充当、過疎対策事業債の充当を考えているが、公共施設管理計画に基づいて施設を集約統合していくという特別枠の制度があるため、その過疎債を活用して、財源確保に努めていく。」との答弁がありました。

十五 JR五条駅周辺整備事業におけるトイレの改修やバスターミナル等への設置についてただしたのに対し、「JR西日本と協議を進めしており、バスターミナルのアイランド内のトイレ整備については、前向きに検討していく。」との答弁がありました。

十六 五條市の土砂条例廃止に伴う盛土の土質の規制についてただしたのに対し、「産業廃棄物等は県と連携して対応していく。また、五條市選出の県議会議員とも連携し、奈良県へ申し出ていく。」との答弁がありました。

十七 集合型市営住宅の箇所数についてただしたのに対し、「今井団地、新今井団地、東田中団地、野原東住宅の四か所である。」との答弁がありました。

十八 集合型市営住宅に居住している方々への避難対策についてただしたのに対し、「ベランダに緊急用の避難はしご」を設置しているが、特に高齢者等は利用が困難であるため、安全な避難方法等について研究を進めていく。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもつて認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査日程は十七日までとなつておりましたが、審査が全て終了いたしましたので、十六日に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お詫びいたします。

本十一議案につきましては討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本十一議案は討論を省略することに決しました。

これより、認第一号から認第十一号までの十一議案を一括して採決いたします。
お詫びいたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長からの報告がありましたとおり、本十一議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本十一議案は原案のとおり認定されました。

トイレ休憩のため、十一時二十分まで休憩します。

午前十一時六分休憩に入る

午前十一時二十分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、同第四号から同第十号までの七議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、同第十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました同第四号から第十号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が、本年九月三十日をもつて満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第四号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしましたく存じます。同氏は、近畿大学名誉教授で、現在、弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の会長を務めています。

次に、同第五号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしましたく存じます。同氏は、立命館大学講師で、弁護士をされており、本市の不当要求行為等審査会委員を務めています。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しております。

次に、同第六号は、辻 信彦氏の再任をお願いいたしましたく存じます。同氏は、本市の元職員であり、地方自治行政事務に精通しております。

次に、同第七号は、間林耕司氏の再任をお願いいたしましたく存じます。同氏は、司法書士であり、本市の固定資産評価審査委員会委員を務め

ていた、だいており、行政事務にも精通しております。

次に、同第八号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。同氏は、自営で農業をされており、地域の実情を広く熟知しておられます。

次に、同第九号は、福谷寿加代氏の再任をお願いいたしたく存じます。同氏は、本市の社会教育委員及び不当要求行為等審査委員を務めていただいている、広い見識を有しております、行政事務にも精通しております。

次に、同第十号は、中 純宏氏の再任をお願いいたしたく存じます。同氏は、会社役員またN P O 法人の理事長を務められており、広い見識を有しておられます。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、再任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じ、公平・公正な判断をしようとする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和七年十月一日から令和九年九月三十日までの二年間でござります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。
お諮りいたします。

本七議案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本七議案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本七議案を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

本七議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本七議案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、推第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）推第四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについて。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いたしました推第四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります上 洋子委員の任期が、本年十二月三十一日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、上 洋子委員の再任の同意をお願いいたしたく存じます。同氏は、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、令和八年一月一日から三年間であります。

議員各位には、御理解をいただき、御推举賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第七、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第四号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。
標記のことについて、地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条第一項の規定により提出します。
令和七年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 藤富美恵子

賛成者 五條市議会議員 大谷龍雄

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明を求めます。（「十一番」の声あり）十一番 藤富美恵子議員。
〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただけましたので、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

五條市は人口減少、少子高齢化が進み、税収の増額は見込めない状況にあります。五條市の議員報酬は、全国的に見て、令和六年十二月三

十一日現在、五万人未満の三百三市の中で一番目に高額、また三万人未満の百二十八市の中では三番目に高額であります。奈良県において、五條市と人口や面積などがほぼ同じで、議員定数も五條市と同じ十二人の宇陀市の議員報酬と比べてみると、五條市の議長五十三万八千円に対し、宇陀市の議長四十三万円。五條市の副議長四十六万九千円に対し、宇陀市の副議長三十六万円。五條市の議員四十万八千円に対し、宇陀市の議員三十三万円となつております。

このように、五條市の議員報酬は高額であることから、今回議員報酬二〇%削減を提案するものでございます。

改正の内容につきましては、本年令和七年十二月一日から、議会の議長、副議長及び議員に支給する報酬額をそれぞれ百分の二十を乗じて得た額を減じるものとし、具体的には議長の報酬月額五十三万八千円を四十三万四百円に、副議長の報酬月額四十六万九千円を三十七万五千二百円に、議員の報酬月額四十万八千円を三十三万四千四百円に改めるものでございます。

議員各位の御賛同を得て、議員の報酬二〇%削減が実現しますと、年間約一千七百万円削減することができます。この削減した議員報酬約一千七百万円を子育て支援に活用した場合、五條市の出生者数は二〇二一年八十一人、二〇二三年七十六人、二〇二四年六十七人ですので、例えば出産祝い金として一人当たり二十万円を支給することができます。また、高齢者支援として、バスの無料バスの発行などに使うこともできます。

私たち議員は非常勤であります。市民の方から、あんたら議員はええな、毎日仕事に行かんでも高い給料もろて、という市民の皆様の声があります。物価高の苦しい今だからこそ、なおさら全国規模においても、高過ぎる私たちの議員の報酬は、やはり減額すべきであると思い、提案いたします。

議員報酬二〇%削減については、私はこれまで平成三十年六月定例会及び令和三年九月定例会において、二度提案いたしましたが実現しておらず、今回で三度目の提案でございます。議員自身を切る改革をしようではありませんか。高い報酬は引き下げる、そして市民の皆様のために使わせていただく。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お詫びいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに谷 勝啓議員の発言を許します。（「四番」の声あり）四番 谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓登壇〕

○四番（谷 勝啓）藤富議員の議員報酬二〇%カットの議案の反対討論をさせていただきます、谷です。

私の考えでは、議員報酬を下げるなら議員定数を削減して節税したほうがよいと思います。六十五歳以上の人には年金と議員報酬を両方もらえて、ダブルキャッチでき、十分生活できますが、若い年齢の人はマイホームが欲しい、家のローンがある、子供を育てるのにはお金がかからず、行きたい進路に行かせてやりたい、大学に行かすのに一人一年で百万円以上かかります。今の五條市の議員報酬は手取りで一ヶ月三十万円を切ります。二〇%も下げれば、手取り二十三万円台。次の選挙代もためとかないといけないのに、手取り二十三万円でどうやって家族を養つていけるんでしょう。物価もどんどん上がっている今の経済状態です。このままでは私みたいなばかか、親が金持ちか会社をしていて、親から小遣いをもらっているぽんぽんしか議員になろうとする人は現れません。五條市の政治倫理条例も厳しく、議員は市が関連している請負は二親等以内はできません。今でも議員十二人中、六十五歳以上の高齢者は八人、約七〇%が高齢者です。七十五歳以上の後期高齢者が四人、十二人中約三五%が後期高齢者です。やはり、IQが高く賢くて、いい大学を出て大企業で働き、世間にもまれたりーダーシップを取れる責任感のある人が、大企業を辞めてでも五條市を何とかしたい、何とかしてくれる人が議員にならないといけないと私は思っています。もっと若くてIQが高い議員が必要です。報酬が少なかつたら、若い人が経済面で議員になろうと思いません。議員になれません。今の市町村で問題になつてている扱い手不足、成り手不足が余計に問題になります。

私の考え方では、一人一人の議員のレベルを上げて、数より質ではないでしょうか。議員を半分にして、報酬を一・五倍にしたほうがいいと思います。そうすれば、トータル全員の報酬は節税になります。仲山議員以外は議員定数を一人減らすだけでも反対なので、無理なのは分かります。これ以上、報酬を下げるは、若い人が今もそうですが選挙に出れず、高齢者、後期高齢者ばかり増えて、五條市議会が老人ホー

ムのようになります。今でも議員十二人中、六十五歳以上の高齢者は八人、七十五歳以上の高齢者が四人いてます。

最新の総務省の令和五年の調べでは、全国の市町村議員の市議会議員の三・六%が無投票です。全国の百二十三町村が無投票、そのうち全国の町村議員の二十町村が定数割れをしています。これ以上、議員報酬を下げるに、無投票、定数割れを起こし、若手の成り手不足を起こします。議員は次の選挙のお金も要ります。任期は四年です。将来の不安だらけです。若い議員が増えるようにしていかないといけないと思います。議員報酬を下げるに、後期高齢者が増え、五條市が余計に考えが古くなり過ぎると思います。過疎化が進むと思います。節税をしたいなら、議員報酬を下げるのではなく、議員を減らしたほうがいいと思います。

今の五條市議会議員の皆さんと考えは、議員報酬は下げたくない、議員定数も減らしたくない、都合よくないですか。五條市は議員定数を減らしたのは十二年前です。人口は十二年前から三万三千人から二万五千人、約八千人、人口減少率マイナス二三・三二%も人口が減っています。私は、議員報酬を下げるに、若手の成り手不足を増やして、高齢者議員を増やして節税するなら、議員定数を減らして節税して、議員一人一人のレベルを上げたほうがいいと思います。

五條市議会の平均年齢は六十四歳です。議員自ら身を切る改革が必要です。議員報酬を下げるに、議員定数を減らして節税したほうがいいです。五條市議会は改革が必要です。

以上、谷 勝啓の反対討論です。

○議長（岩本 孝）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番 大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長の発言許可をいただきましたので、発議第四号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に対する賛成討論をさしていただきたいと思います。

提案者の藤富議員から、全体的にわたつて詳しい引下げの理由が述べられましたけれども、重なるところがあるかも分かりませんけれども、私なりにさしていただきたいというふうに思います。

皆さん方も御存じのように、今、我々市議会議員でつくった五條市の議会基本条例というものがあります。その基本条例の第十七条を見ますと、このようになつております。議員が五條市議会議員の定数を定める条例に定める議員の定数または五條市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める議員報酬の改正に係る議案を議会に提出しようとすると、明確な改正理由を付して行わなければならない。この場合において、当該議案の作成に当たつては類似団体、よく似た自治体の議員の定数、面積、財政規模の比較を考慮するとともに、市政の現状、課題、

将来の予測、展望その他の行財政改革の視点も十分考慮して行うものとするというふうに、我々議員でつくった五條市の議会基本条例にこのようになつてゐるわけであります。この条例に基づいて、五條市の議員報酬は、奈良県ではどうか、日本全体ではどうかということを、藤富議員からありましたけれども、再度申し上げますと、もう奈良県では人口が二万七千台のところは宇陀市と、宇陀市が二万七千三十九人、御所市が二万三千四百十九人、五條市が二万七千二百三十二人ということになるわけですけれども、議員報酬は藤富議員が明らかにしましたので、一般議員だけの報酬を申し上げますと、宇陀市で三十三万円、御所市で三十九万円、五條市で四十一万八千円というふうに、大分高くなつてゐるわけであります。しかし、我々の議会議員活動に使える議会から出ている費用は、この報酬だけではないわけです。政務活動費といふものが出ておりまして、この費用も我々の議員活動に役立てるることができます。政務活動費の額を申し上げますと、宇陀市で年間三十六万円、したがいまして、一ヶ月で十二万円ですか、十三万円ですね。御所市で政務調査費が二十四万円ですから。五條市は年三十六万円。このように、やはり議員報酬だけやなしに、議員活動に役立てることができる費用が出ているわけですね。したがいまして、やはり今、藤富議員から提案があつたのは、議員報酬の削減だけであつて、この政務活動費の削減は入つてないわけです。今までと同じように使えるわけです。したがいまして、私は藤富議員のこの提案に賛成するわけでありますけれども。

今、奈良県内のことを探し上げましたけれども、奈良県外の和歌山県とか三重県の同じ人口のところの状況を申し上げますと、三重県の熊野市では議員報酬が三十四万円ですね。鳥羽市、ここでは三十三・五万円です、宇陀市とよく似ていますね。尾鷲市では、かなり減りまして三十二万一千円です。新宮市では三十五万二千円、有田市では四十二万円、御坊市では三十九万円と。この近くの三重県と和歌山県の人口類似の自治体と比べても、五條市の市議会議員報酬は、四十一万八千円は、やはりかなり高いというふうに思いますね。

したがいまして、先ほどから藤富議員から提案ありましたように、五條市の議長の議員報酬、現在五十三万八千円を四十三万四百円に、副議長の議員報酬四十六万九千円を三十七万五千二百円に、一般議員の議員報酬を四十一万八千円から三十三万四千四百円に改めるということにつきましては賛成させていただく次第でござります。

どうか賛同いただきますように、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本 孝）次に、仲山 嘉議員の発言を許します。（「一番」の声あり）一番 仲山 嘉議員。
〔一番 仲山 嘉登壇〕

○一番（仲山 嘉）ただいま上程されております、議員報酬削減の議案につきまして、私は反対の立場で討論いたします。議員報酬は単なる給与ではありません。次の世代が議会に挑戦できるかどうかを決める制度です。私は二十九歳で議員を務めております。

議員は四年ごとに選挙があり、落選すればその瞬間に無職です。再就職の保証もなく、家族を抱えて次の生活をどう築くか。常に不安と隣り合わせです。この厳しいリスクを背負つてまで、若者が議員を目指そうと思えるのでしょうか。

市民の皆様に考えていただきたいのです。安定した職を辞め、家族を養いながら、五條市の未来のために挑戦しようとする若者が、この状況で一步を踏み出せるのでしょうか。報酬削減は、若者の挑戦を阻み、議会の高齢化を一層促進させる懸念が拭えません。その結果、多様性が損なわれ、新しい発想が入りにくくなってしまいます。加えて、物価の高騰が続き、子育て世代の生活は既に厳しさを増しています。現状維持ですら苦しいのに、削減はあまりにも逆行した施策です。もちろん、長年、市政に尽くしてこられた先輩方には深い敬意を抱いております。しかし、世代によって状況は異なります。

そこで私は一律の削減ではなく、世代ごとの調整を提案いたします。まず、二十代議員から五十代議員、現状維持。世間一般で退職と言わる年代、六十代議員、三〇%カット。年金をもらえる七十代議員、四〇%カット。なかなかおられないとは思いますが八十代議員、六〇%カット。子育てや働き盛りの世代には安心して挑戦できる環境を、生活基盤の安定した世代には御協力をいただきたく、これこそが公平で継続可能な仕組みと考えます。

私が訴えたいのは、五條市の未来を考えるなら、多様な世代が議会に参画できる環境を守らなければならないということです。人口減少、財政難という厳しい時代だからこそ、新しい発想と行動力が必要です。そのためには、若者の挑戦を閉ざすのではなく、後押しする仕組みが欠かせません。市民の皆様から託された責任に応えるためにも、私は一律削減案に断固反対いたします。

以上で、私からの反対討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本 孝）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案は起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝）起立少數であります。

よつて、本案は否決されました。

昼食のため、一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩に入る

午後一時再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第八、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第五号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

標記のことについて、地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和七年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 谷 勝啓

賛成者 五條市議会議員 仲山 嘉

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明を求めます。（「四番」の声あり）四番 谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓登壇〕

○四番（谷 勝啓）始めさせていただきます。今回、五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正、十二人を十一人に改める発議を提出させていただきました、谷です。

議員定数削減を出すのは、これで議員になる前から合わせて四回目です。今年六月に私の公約であります、議員定数を一名削減、大塔にも一人議員の条例制定の請求を出させていただきましたが、賛成は仲山 嘉議員と私だけで否決されました。六月の私が提出した発議が、このライブ配信の後、YouTubeの動画も切り取られて閲覧できませんでした。何のためのYouTube配信なんですかね。眞実は載せれないんですか。何もうそは言つております。眞実のみです。日本は、発言の自由、表現の自由な国ではないでしょうか。今の五條市議会はおかしいです。終わっています。改革が必要です。

令和三年、四年前にも私が議員でないときに、市民から八百七名の御署名をいただき、請求させていただきましたが、全会一致で、そのときも否決されました。今年三月に、私一人で一千九百四十七人の署名を集めました。五條市の十八歳以上の選挙権のある人の八・一四%の人の声ですが、賛成は私と仲山 嘉議員二人だけで否決されました。

五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。全国的に見ても、全国最低レベルとなっています。十二年前、平成二十五年に議員定数が十五名から十二名に条例改正されて以来、令和七年五月現在、十二年間、人口は約三万三千人から約二万五千人、約八千人も減少しています。議員定数を一名削減すると、年間約七百五十万円、任期四年として約三千万円、経費、視察なども減るので、約三千五百万円の節税になります。奈良県十二市の中では、五條市の人口は一番目で人口が少なく、人口減少率はマイナス二三・三二%、十二市の中で一番人口の割に人が減っています。もうすぐ御所市よりも人口が減つて、奈良県最下位になるのは時間の問題だと思います。

五條市は西吉野村と大塔村と合併してこの人数ですから、大阪に通いやすい、私鉄が通っている、人口流出が少ない御所市より、五條市が人口が少なくなるのは時間の問題です。人口と人口減少率に合わせた議員数、例えば五條市と同じように十二年も議員を減らしていない香芝市、人口が一%も十二年で減つていません。たった〇・三六%です。十二年で人口が二百八十人しか減つていません。五條市は八千人も減っています。香芝市は議員を減らさなくて当たり前だと思います。五條市は十二年で十二市最高人口減少率マイナス二三・三二%、約八千人も減っています。例えば葛城市、令和七年、今年に十五人から十三人に減らしていますが、人口は十二年でプラス二・三二%、八百四十五人、人口が増えています。人口が増えている市でも議員を減らして節税している市があるんです。例えば奈良市、人口三十四万五千八百六十二人、議員が三十九人ですが、人口を議員数で割ると、議員一人で八千八百六十八人を見ています。五條市は、人口は今、二万五千七十七人、議員が十二人、議員一人で二千九十人しか見ていません。奈良市の議員は五條市の議員の一人で、四・二倍以上の市民数を見ています。令和二年、五條市では官製談合事件でも一年以上、議員が一人不在でも全然普通に一人で議会もやれていますし、何せ今月も議会月です。ですが、市役所に出てくるのは議会月で一か月に委員会を含めても六日。議会は三月、六月、九月、十二月、年四回ですから、年間二十四日。予算、決算を合わせても、年間で三十日。一年のうちの八・二二%、一年十二か月のうち一か月しか市役所に登庁するだけでいけます。その一年で一か月しか出てこないのに、居眠りをしている議員がたくさんいます。先輩、O B議員に、一回議員をやつたら辞められないやろう、こんな楽な仕事ないやろと言われて、私もそのとおりだな、彼らでも怠けようと思えば怠ける、実感しました。私は市民の要望などを聞いて、毎日ほど市役所をうろうろしていますが、ほとんど議員さんとは出会いません。議員は外で市民の要望なども聞くのも仕事なので、外で仕事をしているとは思いますが、全然一人減らしても行政に影響はないと思います。

五條市は非常に財政も厳しい。全国的に見ても、全国最低レベルです。十二年で八千人も、二三・三三%も人口が減っているのに、議員を減らさないのはおかしいと思います。まだこの人数でいくのですか。市民は議員数を決められません。今こそ、議員自身が身を切る改革が必要ではないでしょうか。節税にもなつて、一人減らした分、十一人で十二人分の仕事をすればいいだけじゃないでしょうか。数より質ではないでしょうか。次の選挙のことばかり考えていませんか。頑張つてる人は選挙に落選しません。私たちの議員報酬は市民様の税金です。五條市のことを一番に考えてください。

議員十二人中、六十五歳以上の高齢者は八人、約七〇%が高齢者です。七十五歳以上の後期高齢者が四人、十二人中、約三五%が後期高齢者です。もちろん、特朗普のようにばりばり仕事してるとは思いますが、反対の意見があるなら反対討論をしていただきたかったのですが、お一人だけのようですね。反対討論をしていただけたら聞きたかったです、意見があるなら。この後、質問がありますが、反対討論もしないのに、急に質問だけする人がいたら最低だと思います。反対討論もしないのに、自身のSNSで私を誹謗中傷している陰険な女々しい議員がいてます。私もなめられたものです。売られたけんかは買いますが、不特定多数の人が誰でも閲覧できるSNSに、この私が出しているこの議案に対することで、私のことを十一月選挙前のパフォーマンスだとか、日頃の私の議員としての姿勢と資質が悪いとか、私が一般常識がないとか、私が日頃の態度が悪いとか、SNSに投稿している議員がいています。もちろん、私に謝罪の一言もありません。私はそんなことを書く人が、謝罪もできない人が、五條市の市議会議員で残念でなりません。なおかつ、私だけブロックされて、日本中で私だけ閲覧できませんでした。男同士、真正面から来てくれたらまだかわいいですが、女々しい残念な人です。その議員は、過去に市役所職員を恫喝して新聞に載つて、議会で不信任案を可決されたり、SNSで女性を誘つて性交を誘う投稿をしていることが新聞に載つていますが、こういうことをしている五條市議会議員が、まともな姿勢と資質の持ち主なんですかね。私は一番に五條市のことを考えているんです。選挙前のパフォーマンスなんかではありません。議員になる四年前から署名を集めて、議員削減運動をしています。署名も二回しました。今回、発議も六月、九月と二回、出しています。全部で四回目です。このままでは五條市に明るい未来はありません。市で議員八人でやつてある地方自治体もあります。どうか、賛成してください。私のことをSNSで誹謗中傷している議員は、（十四文字削除）

○議長（岩本 孝）谷議員に申し上げます。発言が議題外にわたっておりますので、注意します。

○四番（谷 勝啓）どうか皆さん、賛成してください。どうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本 孝）この際、谷議員に申し上げます。発議第五号の提案理由の説明において、議員の個人の名前を出し、議員に対する不穏当な発言は、議会を混乱させる発言であり、この場で厳重注意いたします。

なお、議員個人の名前を出し、議員に対し不穏な発言を行つた部分については、発言の取消しを命じます。該当箇所については後刻、速記を調査の上、適宜処置を講じます。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。
お詫びいたします。

本案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番 大谷龍雄。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長の発言許可をいただきましたので、発議第五号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についての反対討論を行います。

御存じのように、市議会議員で構成しておりますこの議会の権限と責任については、地方自治法で定められております。九十六条では、予算を定めること及び決算を認定すること。九十七条では、法律または政令による選挙を行うこと。九十八条では、事務の管理、議決の執行及び出納の検査を行う。このように、我々議員で構成している議会の責任と権限は、大変重要なものであります。この議会の議員定数については、地方自治法では九一条で、議員の定数は条例で定めるというふうになつておるわけですけれども、これに基づいて五條市議会の基本条例には、議員定数についてはどのように定められているかということを再度明らかにしますと、委員会または議員が五條市議会議員の定数を定める条例に定める議員の定数または五條市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める議員報酬の改正に係る議案を議会に提出しようとするときは、明確な改正理由を付して行わなければならない。この場合において、当該議案の作成に当たっては、類似自治体の議員の定数、面

積、財政規模等との比較を考慮するとともに、市政の現状、課題、将来の予測、展望その他の行財政改革の視点も十分考慮して行うものとするとなつております。したがいまして、ここにありますように五條市とよく似た自治体の議員定数を申し上げたいというふうに思ひます。

まず、この奈良県に一番近い三重県と和歌山県の中で人口が類似する自治体の議員定数を申し上げたいというふうに思ひます。三重県の熊野市は人口一万五千百二十八人ですけれども、議員定数は十二名です。鳥羽市は人口一万六千六百二十三人ですけれども、議員定数は十三人になつてます。尾鷲市は人口もぐんと減りまして一万五千六百七十七人ですけれども、十人であります。新宮市は人口がほぼ五條市と一緒にすすけれども一万六千四百四十四人で、五條市とほぼ一緒ですけれども、議員定数は十五人。有田市は議員定数、二万五千四百八十六人ですけれども、議員定数十五人。御坊市は人口二万一千二百六十人ですけれども、議員定数は十四名、確保してますわね。このように、五條市に近い三重県、和歌山県の類似団体の議員定数を申し上げても、もう五條市よりも多いところばかりであります。そしたら、人口がぐんと減つているところはどんな議会を構成しててのかと申し上げますと、これは奈良県下の町村の状況と比較して申し上げますけれども、一番近い野迫川村は、人口僅かもう三百二十二人、今もうほとんど、もう三百人ぐらいになつたるんちやいますかね。ここでも議員は六名、確保しております。そして、十津川村はどうかと言いますと、人口はもう二千七百九人ですけれども、議員定数は八人、確保してますよね。吉野町はどうかと言いますと、人口五千七百四十六人ですけれども、議員定数は九人。下市町はどうかと言いますと、人口は四千三百十五人ですけれども、議員定数は八人ですね。このように、人口がぐんと減つてしまつてしもてるところでも、それに応じて議員定数も減らしてゐるわけですね。重要な議案を審議できませんわね、あまり議員定数が減つてしまつたら、審議できなかつたら、住民の要望に応えた村政、町政、市政をできない場合もあるわけですね。したがいまして、やはりこのように議員定数というものは、人口さえ減つたら何ばなど減らしてもええというものではないのでしょうか。したがいまして、今回提案されております議員定数十二名を一名減らして十一名にするといふこの議案につきましても、今申し上げましたように、法律、基本条例に照らして正確に判断すると、やはり私としては反対をしていただく次第であります。

どうか賛同をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本 孝）次に、仲山 嘉議員の発言を許します。（「一番」の声あり）一番 仲山 嘉議員。
〔一番 仲山 嘉登壇〕

○一番（仲山 嘉）ただいま谷議員が上程されております、議員定数削減の議案につきまして、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、市民の皆様の暮らしが決して楽ではありません。物価の上昇や税負担の増加、子育てや介護など、日々の生活に直結する課題が山積み

しています。その中で、議員だけでは今までいいのかという市民の声は非常に重いものです。議員定数を減らすことは、私たち自身が身を切り、覚悟を示す行動でもあります。議員の数が減つても、責任感を強め、市民の声により真摯に向き合う議会に変えていく決意の表れなのです。

次に、客観的な数字等を理数の面からも、先ほど谷議員がおっしゃられた改革の意義は明らかです。五條市的人口は年々減少し、現在はおよそ二万六千人です。人口に対する議員数を周辺自治体と比較すると、決して少ないわけではありません。定数を削減することで、議員報酬や経費などの財政負担も軽減され、市民生活に直結する施策により多くの予算を振り向けることが可能になります。もちろん、議員が減ることで一人一人の責任、負担は大きくなります。しかし、人数の多さに頼るのではなく、少数精銳で議論の質を高めることこそ、市民に信頼される議会をつくる道です。時代の情勢に応じて、自ら変わる議会こそ、五條市の未来を守る力になると確信しております。

市民の皆様、私たち議員は市民からの信託を受け、この町の未来を託されています。だからこそ、時代に応じて改革を実行し、次の世代へ信頼と希望をつなぐ責任があります。私は、この議員定数削減こそが、市民に信頼される議会改革の第一歩であると信じ、堂々と賛成いたします。

以上、賛成の討論といたしましたが、議員の皆様方におかれましては、どうか上程されております議員定数削減の議案につきまして、御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私からの賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案は起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝）起立少數であります。

よつて、本案は否決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第九、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第六号 五條市政治倫理条例の一部改正について。

標記のことについて、地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和七年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（岩本 孝）提案理由の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）議会運営委員会、山口耕司委員長。
〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号 五條市政治倫理条例の一部改正につきまして、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、各種団体等の役員の成り手が少なく、議員が幅広く地域貢献を行えるようにするため、本条例の一部を別表議案書のとおり改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、次のとおりであります。

五條市政治倫理条例第三条第一項第八号中「正副の長または役員」を「長」に改めるものであります。
附則で、条例の施行を公布の日からとしております。

議員各位には、何とぞ御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第十、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第七号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書について。

標記のことについて、地方自治法第百十二条及び五條市議会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。
令和七年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）議会運営委員会、山口耕司委員長。

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号 所得税法第五十六条の見直し

を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきた。その中小業者を支えてい
る家族従業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第五十六条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費
に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で八十六万円、家族の場合で五十万円、この僅かな控除額が所得とみなされるため、

社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対し、白色申告者と差をつける制度 자체が矛盾している。

二〇一六年三月国連女性差別撤廃委員会からも「所得税法の見直しを検討すること」を勧告されている。二〇一五年十二月に閣議決定した第四次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第五十六条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」と認め、家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価している。

よって、国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正に認めるため、所得税法第五十六条を見直しすることを求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。
令和七年九月二十五日 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お詰りいたします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（岩本 孝）この際、お詰りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（岩本 孝）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お詰りいたします。

本定例会の会期は九月二十六日までとなつておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもつて閉会いたしたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本定例会は本日、これをもつて閉会することに決しました。
閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、令和六年度五條市各会計決算審査をはじめ、重要な案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年第三回九月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。今議会に提出いたしました全議案につきまして、原案のとおり御議決をいただき、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、今年は合併二十周年、五條市、西吉野村、大塔村が合併をいたしまして、ちょうど二十周年を迎える年となりました。この議場におきましても、子ども議会でありましたり、そして一階の五條モールでは写真の展示などをさしていただいているところでもござります。

そして、何よりも今議会が市議会議員の先生方におかれましては、最後の任期中の議会であつたのかなというふうに思います。そして、また十一月は市議会議員選挙もございます。またこれに出馬される方でありますと、また今期限りで引退されるつていう方もおるようにお聞きをしておりますが、まだまだ暑い日が続いておりますので、お体には十分気をつけていただき、そしてまた再び皆さんとともに、ここで議論ができる日を楽しみにお待ちしておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

そして今後とも、市政の発展と市民の幸せのために、より一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、平素のお礼と閉会の挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（岩本 孝）これをもちまして、令和七年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後一時三十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 岩本 孝

署 署 署
名 名 名
議 議 議
員 員 員

吉 山 福
田 口 塚
雅 耕
範 司 実

